

生涯現役促進地域連携事業に係る企画書の評価等について

1 評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課（以下「事務局」という。）に生涯現役促進地域連携事業の企画書評価のため、生涯現役促進地域連携事業企画書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 評価委員会は、提出された企画書の内容について、評価を行う。また、本事業の継続の判断及び最終評価を行う。
- (3) 評価委員会の委員は、高齢者雇用についての学識経験等の見識を有する者のうちから、職業安定局長が委嘱する。

2 企画書の評価

- (1) 「生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準」（別紙1）に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する。
 - ア 事業の趣旨・目的等

高年齢者の雇用等に関して、計画区域における課題を十分に把握・分析した上で、協議会等として、課題解決に向けた戦略が描けており、また、地域の独自事業との相乗効果が期待できるものとなっていること。

- イ 支援メニュー

支援メニューが地域における高年齢者の雇用等における課題の解決に繋がるものとなっており、事業実施にあたり、支援対象者や事業実施機関の選定が適切であり、事業の周知や支援対象者の誘導方法等が効率的かつ効果的なものとなっていること。

- ウ 事業効果

アウトプット目標及びアウトカム目標が適切・的確に設定されており、事業実施後の効果が示されていること。

- エ その他

地域における関係機関等との連携・協力が担保されていることなど。

- (2) (1)による採点の結果を一覧に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点(40点×7人=280点)を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、総得点の高い契約候補者から順に予算の範囲内で契約を締結することとする。

なお、審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書の提案者は契約候補者として選定しない。

- (3) 総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

- イ 「A」の数が同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

3 企画書評価結果の報告

評価委員会は、事務局を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。各労働局支出負担行為担当官は、企画書の提出者に対して評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

4 事業の継続の判断及び総括評価

事業の実施状況、アウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況などを踏まえ、「生涯現役促進地域連携事業に係る継続基準について」（別紙2）に基づき、事業の継続の可否を判断するとともに、各事業の最終年度の終了後、3年間の総括評価を行う

生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点40点

	評価項目	評価基準	配点				
			A	B	C	D	E
事業の趣旨・目的等 15	地域の課題の把握・分析	計画区域内の特性(強み・弱み)や高齢者の雇用機会の拡大を図るまでの課題などが十分に把握・分析されているか。	5	4	3	1	0
	課題解決に向けた戦略	その課題解決に向け、計画区域内の状況を鑑みた重点業種の設定を行った上で、独自性があり、かつ、実現可能性が高い対策方針・戦略が明確に描いているか。	5	4	3	1	0
	独自事業との相乗効果	事業内容(支援メニュー)が、計画区域内の自治体が過去・現在を含めて独自に講じてきた高年齢者雇用・就業対策に係る施策との関係で、相乗的な効果を期待できるものとなっているか。	5	4	3	1	0
支援メニュー 20	事業内容の実効性・具体性・独自性(2倍)	支援メニューの事業内容が、地域の課題を解決するため、実効性・具体性・独自性のあるものとなっているか。	10	8	6	2	0
	支援メニューへの支援対象者の誘導方法	支援メニューへの支援対象者の誘導方法が、効率的かつ効果的な計画となっているか(広告や宣伝を含む)。	5	4	3	1	0
	支援対象者の選定や事業内容の実行の担保	支援メニューの事業内容を踏まえ、支援対象者の選定が行われているか。(単に高齢者全般や事業主全般となっていないか)。実施体制や類似事業の実施実績などの観点から、事業内容を確実に実行できる方策がとられているか。	5	4	3	失格	
事業効果 16	アウトプット目標	アウトプット目標が定量的に示されているか。また、支援メニューと関連性があり、費用対効果の観点から、実現可能性のある目標となっているか。加えて複数の項目に設定されているか。	3	2	1	失格	
	アウトカム目標	アウトカム目標が定量的に示されているか。また、支援メニューと関連性のある目標となっているか。加えて複数の項目に設定されているか。	3	2	1	失格	
	事業実施後の効果(2倍)	事業実施による社会の動向や風潮の変化などの効果を具体的に見込んでいるか。事業実施後の雇用増大効果が定量的又は定性的に示されているか。また、事業実施後も高齢者雇用・就業に係る地域の多様な関係者との協働体制の「仕組み」を維持することとしているか。	10	8	6	2	0
その他 13	地域における連携体制	協議会が高年齢者の就業等に係る地域の関係団体によって適切に構成されているか。また、関係機関間の連携・協力が確実に担保できる関係となっているか(コンサルタント任せの体制等になっていないか)。	3	2	1	失格	
	キーパーソン等の存在(2倍)	事業構想の企画立案や事業を実践していく上で、活動の中心となるキーパーソンや組織が存在しているか。	10	8	6	2	0
小計							

→次頁へ続く

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフガラントリ等の推進に関する指標 ※1、※4	1段階目※2 (認定基準5つのうち1~2つ〇)	1
	2段階目※2 (認定基準5つのうち3~4つ〇)	2
	3段階目 (認定基準5つのうち全て〇)	3
	行動計画※3	0.5
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)	新基準のくるみん認定(※5)を受けている 旧基準のくるみん認定(※6)を受けている プラチナくるみん認定を受けている
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		2
小計		
合計		

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

※4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

※5 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

※6 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)

生涯現役促進地域連携事業に係る継続基準について

事業の実施期間は最大3年間ではあるが、各年度の支援メニューごとのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記アの事業継続の可否及び改善計画の作成の基準（以下「継続基準」という。）に基づき、評価委員会に諮った上で、事業継続の可否又は改善計画の作成とその実行を決定します。

ア 継続基準

（ア）事業1年目の実績に基づく措置

- a アウトプット目標に対する実績が計上されず、支援メニューを実施していないと判断された場合は、原則として、2年目の事業の継続を不可とします。
- b アウトカム目標に対する実績が目標を5割以上下回った場合は、2年目の事業実施に当たっての改善計画の作成やその実行を指示します。なお、改善計画の作成に当たり、必要な場合は、2年目以降のアウトカム目標を当初目標より2割を限度に引き下げることができます。

（イ）事業2年目の実績に基づく措置

- a アウトプット目標に対する実績が計上されず、支援メニューを実施していないと判断された場合は、3年目の事業の継続を不可とします。
- b 事業1年目のアウトカム目標に対する実績は、目標の5割以上だったものの、2年目のアウトカム実績が前年度を下回る場合は、3年目の事業実施に当たっての改善計画の作成やその実行を指示します。
- c 事業開始1年目のアウトカム目標に対する実績が、目標の5割を下回り、アウトカム目標を引き下げたものの、2年目も目標を達成できなかった場合は、3年目の事業実施に当たっての改善計画の作成やその実行を指示します。